

令和元年度決算に係る

定期監査資料
決算審査査

令和2年7月

総務部 税務課

目次

	頁
1 前年度指摘事項等に対する措置等	1
(1) 指摘事項	1
(2) 監査意見	1
(3) 決算審査意見	1
2 前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項に対する処理状況	1
3 職員の定員、現員調べ	1
4 役付職員の調べ	1
5 主な事業に関する調べ	2
6 決算資料(総括表)	12
7 事業別実施状況調べ	13
8 予備費の充用調べ	16
9 繰越関係調べ	16
(1) 継続費遅欠繰越調べ	16
(2) 繰越明許費調べ	16
(3) 事故繰越調べ	16
10 収入証紙取扱額調べ	16
11 現金の取扱状況	16
12 財産に関する調べ	16
(1) 公有財産	16
(2) 金券類の保有状況	16
(3) 基金	16
(4) 債権	16
13 財産の貸付け及び使用許可調べ	17
(1) 土地及び建物	17
(2) 物品(1品の取得価格が100万円以上のもの及び寄附受納時の評価額が100万円以上のもの)	17
14 借受不動産明細調べ	17
15 職員住宅及び職員駐車場の管理状況調べ	17
(1) 職員住宅	17
(2) 職員駐車場	17
16 寄附物件の受納状況調べ	17
17 備品の処分状況調べ	17
18 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ	17
(1) 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ	17
(2) 物品の照合	17
19 貸付金等状況調べ	17
(1) 総括表	17
(2) 償還状況	17
20 税外収入未済額調べ	18
(1) 県税未収金(個人県民税を除く)	18
(2) 税外未収金	19
21 未収金回収促進のための取組状況調べ	20
22 税外収入不納欠損額調べ	20
○ 意見、要望等	20

1 前年度指摘事項等に対する措置等

(1) 指摘事項 該当なし

(2) 監査意見 該当なし

(3) 決算審査意見

決算審査意見	処理状況等
<p>ア 県の財政運営について これまで以上に国の動向も注視しながら財源確保に万全を期すとともに、県民や市町村のニーズを常に把握しながら事業内容を精査し、歳入歳出両面にわたって徹底した見直しを行われたい。事業の執行にあたっては、常に状況把握に努めながら、最小経費で最大効果が得られるよう一層効率的な財政運営に取り組まれたい。</p> <p>イ 収入未済額の縮減について 県税では、これまで以上に市町村・関係機関等と連携した滞納整理等の取組みを推進し、税外収入では、債権管理事務取扱要領等に沿って、収入未済発生の未然防止など債権の適正な管理、回収に引き続き取り組まれたい。</p>	<p>県税収入未済額の約7割を個人県民税の割合が占めている現状に鑑み、平成22年度に県と全市町村が設立した任意組織「鳥取県地方税滞納整理機構」による取組を強化し、滞納整理事務の効率化、徴収職員の能力向上などを引き続き図っていく。</p> <p>また、地方税法第48条による個人住民税の徴取引継制度の積極的利用を引き続き進める。</p> <p>各債権ごとのマニュアルに沿い、適正かつ効率的な債権管理・回収を行うとともに、未納となり始めた早期段階で催告を行うことで新規発生額の抑制を図り、税外未収額の圧縮に努めてきたところである。</p> <p>なお、今後の新たな取組として、各債権同士で情報共有を行うことで、効率的な債権回収を行うとともに、破産免責等、回収不能となった債権については、債権放棄を議会に諮るなど、一層の税外未収額の圧縮を図っていく。</p>

2 前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項(口頭指摘を含む。)に対する処理状況 該当なし

3 職員の定員、現員調べ

種別	事務職員		技術職員		現業職員		計		備考
	2.4.1 現在	31.4.1 現在	2.4.1 現在	31.4.1 現在	2.4.1 現在	31.4.1 現在	2.4.1 現在	31.4.1 現在	
定員	12	12	0	0	0	0	12	12	
現員	(2)	(1)	()	()	()	()	(2)	(1)	米子市へ自治法派遣
	15	14	0	0	0	0	15	14	地方税共同機構へ派遣
過不足(△)	3	2	0	0	0	0	3	2	
臨時職員	0	0	0	0	0	0	0	0	
非常勤職員	2	2	0	0	0	0	2	2	一般事務

4 役付職員の調べ

(令和2年7月1日現在)

職名	氏名	在職期間		備考
		年	月	
課長	安井 啓介	2	3	継続勤務期間 5年3月
課長補佐	前田 隆宏	2	3	出納員
課長補佐	櫻井 正嗣		3	継続勤務期間 3年3月

5 主な事業に関する調べ

事業名	決算額	財源内訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
電子的申告・納税方法の拡大	—	—	—	—
鳥取元気プロジェクト	—	—	—	—
元気づくり総合戦略	—	—	—	—

ア 目的及び事業の実施状況

(ア) 目的

県税の収納窓口を金融機関・県税事務所の窓口に加えて、24時間利用できる電子的な申告・納税窓口を増やすことによって、納税者の利便性の向上及び納期内納付率の向上を図る。
また、電子的な申告の拡大に伴い、県税事務の省力化を図る。

(イ) 事業の実施状況

○クレジット納税

平成24年度より「Yahoo! 公金支払いホームページ」からクレジットカードを利用して納められるよう収納窓口を拡大。これにより、利用可能期間内(納期限)であればインターネットから休日、夜間を問わず24時間手続が可能であり、コンビニ等に出向くことなく納められ、納税者の利便性が向上する。

- ・取扱開始 平成24年4月27日
- ・対象税目 自動車税(定期賦課分)

○スマホ収納

スマートフォンを利用して納付書のコンビニバーコードを読み取り、納税できるよう収納窓口を拡大。これにより、利用可能期間内であれば休日、夜間を問わず24時間手続が可能であり、コンビニ等に出向くことなく納められ、納税者の利便性が向上する。

ヤフー公式アプリ

- ・取扱期間 平成30年4月1日～令和元年9月29日
- ・対象税目 自動車税(コンビニ対応分)、個人事業税、不動産取得税

LINE Pay

- ・取扱期間 令和元年7月1日～
- ・対象税目 自動車税(コンビニ対応分)、個人事業税、不動産取得税

PayPay

- ・取扱期間 令和元年9月30日～
- ・対象税目 自動車税(コンビニ対応分)、個人事業税、不動産取得税

○OSS(ワンストップサービス)

自動車保有するための登録、保管場所証明、各種諸税の納税などの手続きをインターネットで一括して行うことができる「自動車保有関係手続きのワンストップサービス(通称OSS)」の稼働を開始。これにより、各行政機関(警察、運輸支局、県税)へ出向くことなく納付・納税ができ、納税者の利便性が向上する。

- ・導入日 平成31年1月4日
- ・対象税目 自動車税、自動車取得税(新車新規登録等)

○電子申告システム(eLTAX)・地方税共通納税システム

平成18年1月に開始した地方税電子申告システム(eLTAX)サービスの普及拡大に努めた。平成19年4月から税理士が関与する申告については納税者の電子署名が不要となり、また、平成23年9月からは、法人設立・設置届等の電子申請・届出サービスを追加し、手続きの簡素化が図られるとともに納税者の利便性が向上した。申告書送付時に電子申告利用促進チラシを同封する等、周知・PRに努めている。

なお、令和元年10月1日より、地方税共通納税システムを導入し、従来から可能であった電子申告に加え、電子納税が可能となった。

- ・対象手続き(申告) 法人県民税、法人事業税及び地方法人特別税の申告
- ・対象手続き(届出等) 法人設立・設置届、異動届等

- イ 令和元年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点
 ○スマホ収納可能な電子決済アプリの導入による収納窓口の拡大。
 ○地方税共通納税システムの導入。

ウ 成果及び効果

現金が手元がない場合でも24時間利用できるため、納期内納付率の向上につながっている。また、窓口へ直接出向く必要がないことや、紙の申告書記入の手間がなくなり、納税者の利便性が向上している。

●以下参考資料

〈自動車税の納期内納付状況〉

年度	区分	課税件数	納期内 利用件数	納期内 利用率	納期内 納付率
H 2 9	全体	198,633件			85.71%
	クレジット		5,063件	2.98%	
	スマホ				
H 3 0	全体	200,534件			85.81%
	クレジット		6,355件	3.70%	
	スマホ		94件	0.05%	
R 1	全体	200,771件			85.86%
	クレジット		8,021件	4.66%	
	スマホ		18件	0.01%	

※納期内利用件数、納期内利用率及び納期内納付率は件数ベースの数値

〈OSS利用状況〉

年度	利用率	全国	中国5県 平均
H 2 9		52.19%	6.42%
H 3 0	3.81%	40.84%	11.77%
R 1	5.75%	46.63%	17.35%

※新車新規登録の申請件数ベース（OSS/全申請）

※H 2 9年度から新規稼働団体が増えたため、全国数値が下がっている。

〈電子申告(eLTAX)利用率の推移〉

年度	利用率	全国
H 2 9	71.57%	65.80%
H 3 0	74.89%	69.90%
R 1	80.00%	集計中

〈地方税共通納税システム利用率〉

①…共通納税納付件数 ②…電子(eLTAX)申告利用件数

年度	利用率(①/②)%	①	②
R 1 ※	3.41%	199件	5,830件

※令和元年10月～令和2年3月

エ 課題

納税者の利便性のさらなる向上を図るとともに、県民に対する一層の周知に努め、納期内納付率や収納率の向上を図る必要がある。また、納付可能期間や利用対象税目の拡大などについて引き続き検討する。

(単位:千円)

事業名	決算額	財源内訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
県と市町村連携による徴収対策	—	—	—	—
鳥取元気プロジェクト	—	—	—	—
元気づくり総合戦略	—	—	—	—

ア 目的及び事業の実施状況

(ア) 目的

厳しい財政状況や少子高齢化による生産年齢人口の減少を踏まえ、各団体とも自主財源確保のために更なる税務行政遂行能力の向上と効率的な執行体制が求められる中、市町村単独での取組には限界があるとの認識のもと、「鳥取県地方税滞納整理機構」や地方税法第48条による個人住民税徴収引継など有効な対策を選択しながら、自主財源の確保に取り組む。

特に、H19年度に実施された所得税から個人住民税への税源移譲に伴い、個人住民税の調定額及び滞納額が増加したことから、同税(個人県民税)の徴収確保及び徴収体制の強化を図る。

【個人県民税の状況】

○税源移譲の影響

・調定収入状況(現年分)

区分	18年度 A(移譲前)	元年度 B(移譲後)	差引(B-A)
調定額 a	83.2億円	159.1億円	75.9億円
収入額 b	81.6億円	157.9億円	76.3億円
収入未済額 a-b	1.6億円	1.2億円	△0.4億円
徴収率 b/a	98.1%	99.3%	1.2%

○徴収状況(現年分+滞納繰越分) <資料1>

・R1年度の県税全体の収入未済額の72%を個人県民税が占めている。

(H19年度に比べ4%増加)

・税源移譲後は、徴収率が低下傾向にあり繰越額が累増していたが、各種取組の成果により未収額の圧縮が図られ、徴収率も上昇に転じている。

(イ) 事業の実施状況

(1)「鳥取県地方税滞納整理機構」における共同滞納整理

県と市町村の共同滞納整理により、事務の効率化と徴収職員的能力向上を図った。

【鳥取県地方税滞納整理機構】 <資料2>

・ 設立年月日 平成22年4月1日

・ 設置目的

- ① 県税と市町村税の重複滞納者への滞納整理の一括実施による重複事務の解消
- ② 収税体制の確立による県と市町村の徴収能力の向上
- ③ 収税体制の高度化、効率化に向けた県と市町村の連携・共同のあり方の検討

・ 組織形態 任意組織(法人格なし)

・ 参加団体 県及び県内全市町村 計20団体

・ 運営体制 地方税滞納対策推進本部(本部長: 県総務部長)

幹事会(幹事長: 県税務課長)

事務局(県税務課企画・市町村税担当)

支部(各県税事務所)

・ 業務内容 県・市町村が滞納者への訪問、納税交渉を共同で実施
連名での文書催告の実施

・ 人員体制 各県税事務所と各管内市町村の税務職員が相互に身分を併任し、月5日程度、共同で業務を実施

【取組実績(令和2年3月末現在)】 <資料3>

・ 滞納者 119名

・ 滞納額 35,811千円

(内 個人住民税分25,343千円)

○ 地方税法第48条による個人住民税の徴取引継 <資料4>
個人住民税の徴収困難事案について、市町村長の同意の上、徴取引継ぎを受けて県が直接徴収を実施した。
(令和元年度 253人、89,901千円引受)

○ 税務職員長期派遣制度(相互派遣) <資料5>
2年間の期間で県から徴収担当職員を市町村へ派遣した。
(R1年度 米子市、岩美町に派遣)

○ 徴収担当職員のネットワークによる徴収能力の向上
各県税事務所と管内各市町村の徴収担当職員が、徴収現場で必要としている実務的テーマを持ち寄って徴収技能向上を図る研修を実施した。

(2) 個人住民税の特別徴収の推進

平成30年度の特別徴収の県内一斉指定を継続し、市町村と連携し、以下の取組を行った。

- ・ 広報チラシ、事業者向けの事務手引き、Q&Aを作成し、ホームページに掲載するとともに、特別徴収未実施事業者へのチラシの送付など、広報に努めた。
- ・ 年末調整説明会において、事業者へチラシを配布するとともに、説明を行った。
- ・ 税務署、税理士会等の関係団体に、本取組への協力依頼を行った。
- ・ 市町村間で特別徴収義務者の情報を共有し、指定漏れの捕捉に努めた。

イ 令和元年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

- 各県税事務所と管内市町村で個人住民税の合同徴収方針会議を開催するとともに、地方税法第48条による徴取引継の補完業務として、市町村の実態に応じた滞納事案の徴収方針決定及び進捗管理を実施した。
- 個人住民税の特別徴収の一斉指定(徹底)に当たっては、実際に特別徴収事務を行っている市町村と検討会議を開催するなど、連携を取りながら進めた。

ウ 成果及び効果

- 個人県民税の徴収率の向上及び収入未済額の圧縮
個人県民税の徴収率は、平成23年度から令和元年度まで9か年連続して上昇している。
収入未済額についても平成22年度以降、圧縮が進んでおり、令和元年度現年課税分の未済額は、税源移譲前の平成18年度以下に4年連続で圧縮された。
(H18未済額)165,432千円 → (R1未済額)115,472千円
- 税務職員長期派遣制度
徴収確保に加え、派遣先団体の効果・効率的な徴収体制の構築を支援した。
- 徴収担当職員のネットワーク及び滞納整理機構における共同滞納整理実務研修及び徴収方針会議等を通じて、徴収職員の能力向上を図った。
- 個人住民税の特別徴収の推進
平成30年度課税での特別徴収の県内一斉指定を行ったことで、給与所得者の納税の利便性が向上するとともに、現年分徴収率が上昇するなど、効果が発現している。
(給与所得者に占める特別徴収の割合) H29 80.9% → R1 88.2%
(現年分徴収率) H29 99.1% → R1 99.3%

エ 課題

○ 大規模都市部の徴収対策

個人県民税の調定額・収入未済額ともに、75%を占める市部の徴収率向上に向けた取組(徴取引継事案については、財産調査結果の客観的な分析により滞納処分又は納税緩和措置の方針を明確にする等)をさらに強化することが重要である。

○ 個人住民税特別徴収義務者の電子申告・納税の推進

規模の大きな事業者は令和3年1月から、給与支払報告書の電子申告が義務化されるため、徹底が必要。そうでない事業者でも電子利用を広め、便利で確実な申告納税を促すことが、一層の徴収確保につながる。

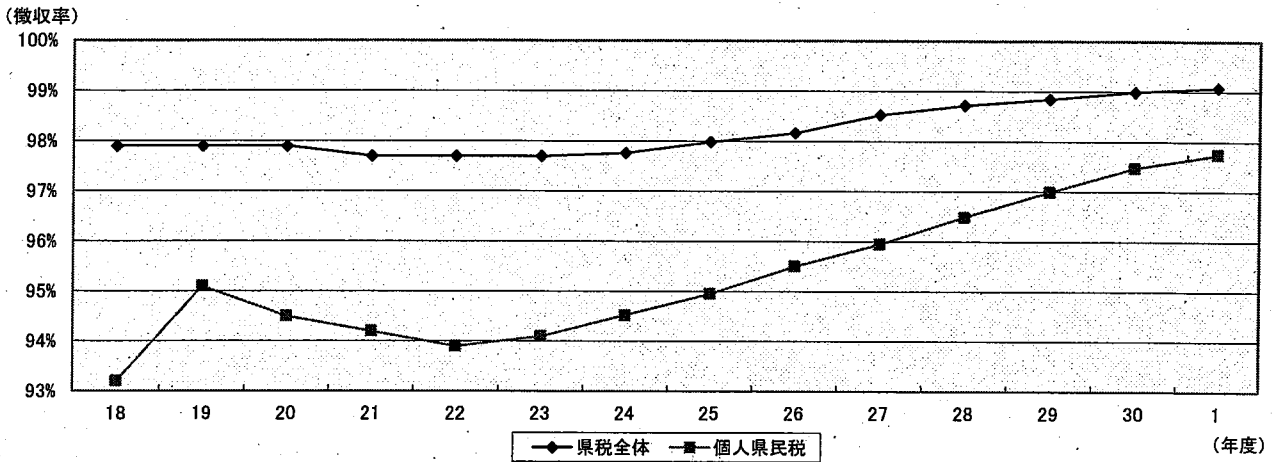
○ 市町村との税務業務の共同処理

滞納整理機構における共同滞納整理の取組は一定の成果を上げており、維持・充実を図る必要がある。
また、県・市町村職員の相互併任による家屋評価の共同実施(H29～米子市と西部県税、R1～中部市町と中部県税、R2～東部市町と東部県税)を開始し、人材育成、知識・技術の相互習得、説明責任の強化等を図っている。
今後も市町村の意向を踏まえて、現行の緩やかな連携を継続させるとともに、全県同一歩調にこだわらない柔軟な体制のもと、個別にメリットのある施策の検討及び実施が求められている。

個人県民税の状況

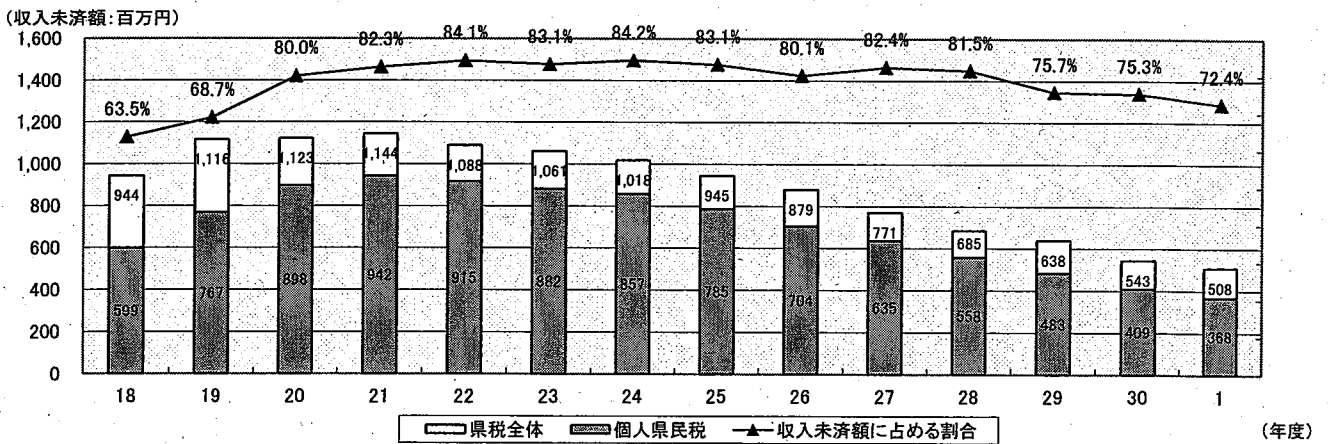
- 平成19年度の税源移譲に伴い、滞納額は累増傾向に（現年未収額の増>滞納繰越分圧縮額）、合計徴収率は下降傾向にあったが、
県及び市町村の各種取組の成果もあり改善してきている。
- しかし、依然として県税全体の収入未済額の7割を個人県民税が占めており、更なる滞納額の圧縮が必要な状況

1. 個人県民税の徴収状況（現年、滞繰計）

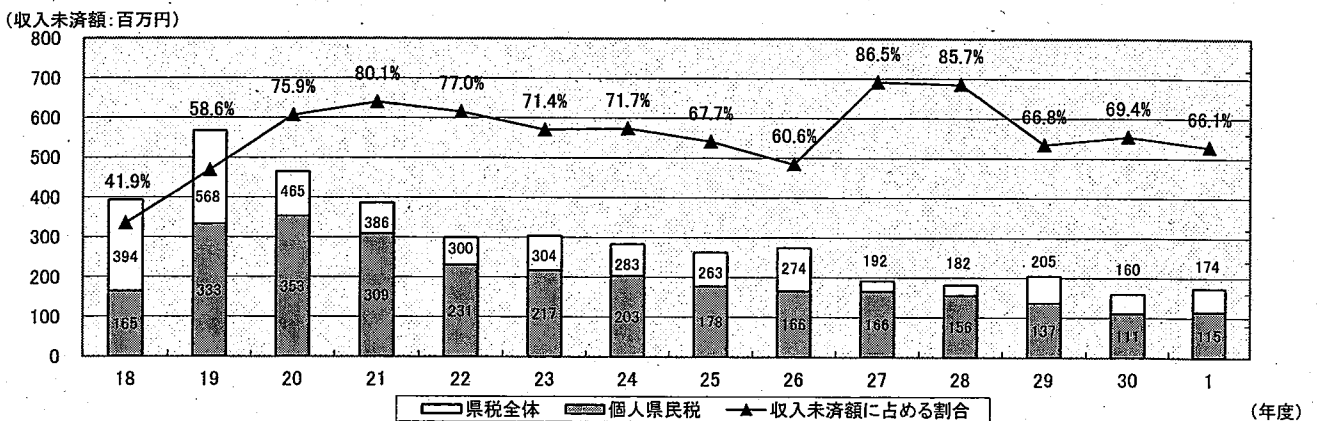


年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
徴収率														
県税全体	97.9%	97.9%	97.9%	97.7%	97.7%	97.7%	97.8%	98.0%	98.2%	98.5%	98.7%	98.8%	99.0%	99.1%
個人県民税	93.2%	95.1%	94.5%	94.2%	93.9%	94.1%	94.5%	95.0%	95.5%	95.9%	96.5%	97.0%	97.5%	97.7%

2. 県税収入未済額に占める個人県民税の割合（現年、滞繰計）



3. 県税収入未済額に占める個人県民税の割合（現年）



鳥取県地方税滞納整理機構運営体制

1 運営体制

(1) 地方税滞納対策推進本部

- ①構成 (県)総務部長、各県税事務所長 (市町村)参加市町村の副市町村長
- ②役員 本部長: 県総務部長 副本部長: 副市町村長3名(東・中・西部より各1名)

(2) 幹事会

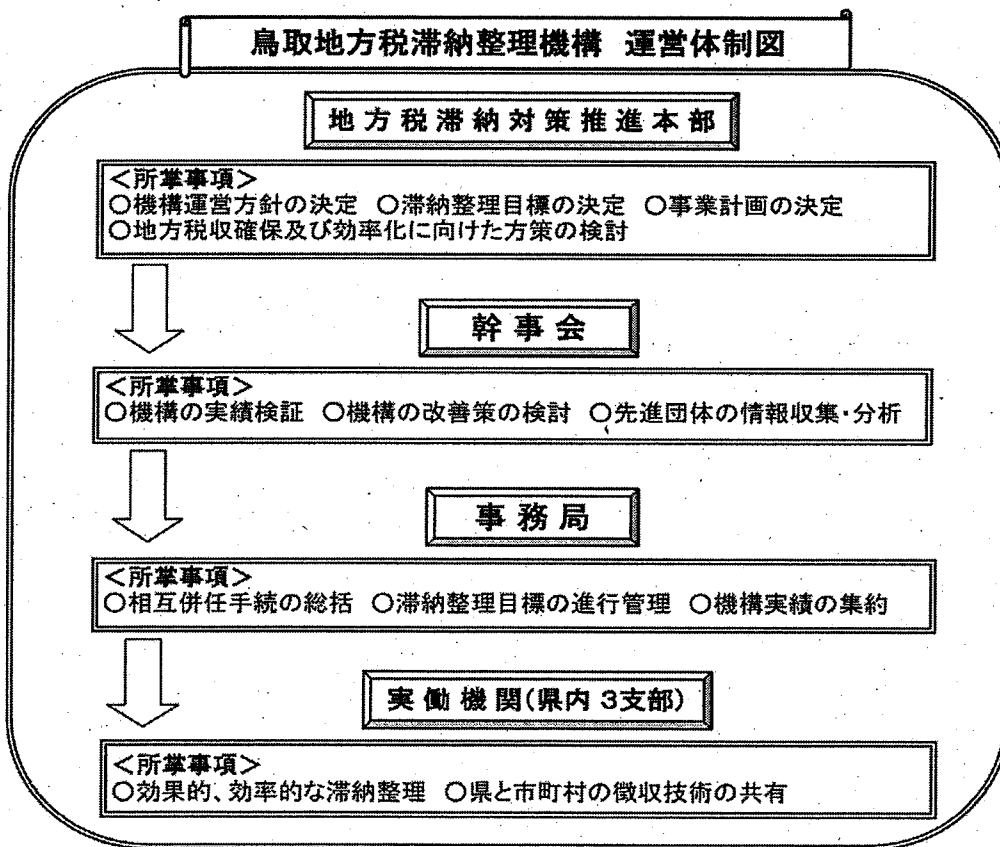
- ①構成 (県)税務課長、各県税事務所副所長
(市町村)参加市町村の税務主管課長
- ②役員 幹事長: 県税務課長 副幹事長: 参加市町村の税務主管課長3名
(東・中・西部より各1名)

(3) 事務局

県税務課企画・市町村税担当に設置

(4) 実働機関(県内3支部)

各県税事務所に支部を設置し、県と市町村が共同して機構事案に係る滞納整理を実施



2 設置時期

- 本 部: 平成22年4月1日(木)
- 東部支部: 平成22年5月19日(水)
- 中部支部: 平成22年4月30日(金)
- 西部支部: 平成22年4月28日(水)

資料 3

機構事案徴収状況及び指定予告書発付状況(R2.3末現在)

(単位:人、千円)

		東部支部		中部支部		西部支部		県計	
		人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
指定 予告 書 発 付 状 況	指定予告書発付数 A					34	8,662	34	8,662
	Aのうち納付約 束 等 B					21	6,779	21	6,779
	Aのうち反応なし (A-B) C					13	1,883	13	1,883
	移管予告効果 B/A						78.3%		78.3%
口頭予告、未指定等 ※ D		85	27,149			21	6,779	106	33,928
昨年度指定済事案 に係る継続処理分 E									
機 構 事 案 徴 収 状 況	指定事案数 (C+D+E) F	85	27,149			34	8,662	119	35,811
	Fのうち収入済 G	41	15,767			5	1,934	46	17,701
	Fのうち納付約束 等 H	17	2,272			19	5,744	36	8,016
	処理率 (収入済+処理済) (G+H)/ F		66.4%				88.6%		71.8%
機 構 の 活 動 効 果	指定予告書発付数 +口頭予告等 (A+D+E) I	85	27,149	0	0	55	15,441	140	42,590
	うち今年度の 発付等量 (I-E)	85	27,149	0	0	55	15,441	140	42,590
	Iのうち収入済、 納付約束等 (B+G+H) J	58	18,039	0	0	45	14,457	103	32,496
	活動効果 J/I		66.4%				93.6%		76.3%

地方税法第48条による個人住民税の徴取引継（直接徴収）の状況 ※

資料4

※ 本規定による引継対象は、市町村税のうち個人市町村民税の滞納繰越事案のみ（固定資産税等、その他の市町村税に係る滞納事案については、引継ぎできない。）。徴収額の数及び件数欄は本税が完納となった人数（督促手数料は除く）。

※ 徴収額の数及び件数欄は本税が完納となった人数（督促手数料は除く）。

1~12 平成18~平成29年度実績

	引継市町村数	滞納者数(人)	滞納税額	徴収率	備考
平成18年度実績	9	93	12,493 千円	29.4%	税務課が直接徴収
平成19年度実績	14	316	29,381 千円	44.5%	各県税局が直接徴収
平成20年度実績	14	304	48,393 千円	38.9%	各県税局が直接徴収
平成21年度実績	13	199	33,799 千円	39.1%	各県税局が直接徴収
平成22年度実績	12	143	21,330 千円	29.4%	各県税局が直接徴収
平成23年度実績	10	76	12,112 千円	35.4%	各県税局が直接徴収
平成24年度実績	8	49	8,605 千円	21.3%	西部県税局が直接徴収
平成25年度実績	9	39	6,440 千円	6.8%	中部・西部県税事務所が直接徴収
平成26年度実績	8	78	36,337 千円	36.5%	東部・西部県税事務所が直接徴収
平成27年度実績	11	210	77,725 千円	53.5%	東部・西部県税事務所が直接徴収
平成28年度実績	11	214	87,850 千円	53.2%	東部・西部県税事務所が直接徴収
平成29年度実績	9	178	81,044 千円	45.4%	東部・西部県税事務所が直接徴収

13 平成30年度実績【東部・西部県税事務所が直接徴収】引継市町村数:9市町村 (単位:人,円)

市町村名	区分	引受額			徴収額			徴収率 B/A (%)	
		人数	件数	税額 (A)	人数	件数	税額 (B)		
1	東部	鳥取市	100	1,049	52,667,675	34	475	17,248,761	32.8
2		岩美町	11	91	2,182,265	5	60	1,466,565	67.2
3		八頭町	9	93	1,345,806	4	19	399,300	29.7
		計	120	1,233	56,195,746	43	554	19,114,626	34.0
4	西部	米子市	72	652	34,966,759	33	357	12,563,448	35.9
5		境港市	19	247	12,130,689	7	131	4,910,115	40.5
6		日吉津村	4	14	728,300	2	6	231,700	31.8
7		大山町	28	179	3,786,261	19	137	2,921,410	77.2
8		南部町	12	95	2,505,320	3	21	571,026	22.8
9		伯耆町	18	179	9,481,430	9	92	2,367,319	25.0
		計	153	1,366	63,598,759	73	744	23,565,018	37.1
H30 合計			273	2,599	119,794,505	116	1,298	42,679,644	35.6

14 令和元年度実績【東部・西部県税事務所が直接徴収】引継市町村数:12市町村 (単位:人,円)

- (1) 引継市町村数: 12 市町村
- (2) 滞納者数: 253 人
- (3) 滞納税額: 89,901 千円
- (4) 徴収率: 46.6 %

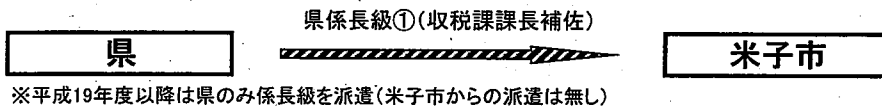
市町村名	区分	引受額			徴収額			徴収率 B/A (%)	
		人数	件数	税額 (A)	人数	件数	税額 (B)		
1	東部	鳥取市	100	751	49,815,396	47	407	19,852,027	39.9
2		岩美町	8	67	2,150,800	2	23	1,339,200	62.3
3		八頭町	10	97	1,586,978	4	33	824,904	52.0
		計	118	915	53,553,174	53	463	22,016,131	41.1
4	西部	米子市	65	455	21,251,865	38	285	10,157,781	47.8
5		境港市	29	301	6,909,116	14	178	4,416,712	63.9
6		日吉津村	4	34	596,340	1	6	170,905	28.7
7		大山町	11	70	1,727,840	8	60	1,602,280	92.7
8		南部町	6	44	1,298,340	1	15	344,860	26.6
9		伯耆町	10	83	2,677,200	4	57	2,050,475	76.6
10		日南町	4	78	828,671	1	28	507,540	61.2
11		日野町	3	16	512,500	3	16	512,500	100.0
12		江府町	3	16	545,600	0	3	139,729	25.6
		計	135	1,097	36,347,472	70	648	19,902,782	54.8
R1 合計			253	2,012	89,900,646	123	1,111	41,918,913	46.6

県と市町村の税務職員の人事交流

◆境港市(平成15年度～20年度)



◆米子市(平成17年度～22年度)

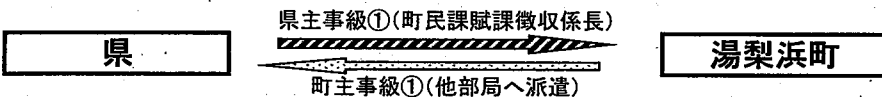


◆鳥取市(平成20年度～27年度)

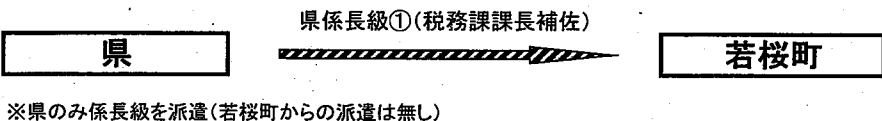


※県は、平成20・21年度については係長級を、平成22～25年度については課長補佐級を派遣

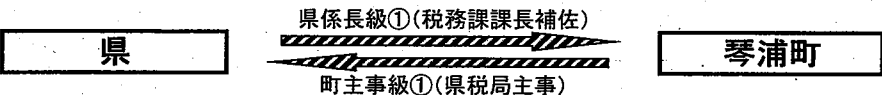
◆湯梨浜町(平成20年度～21年度)



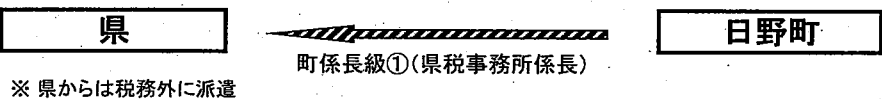
◆若桜町(平成21年度～25年度)



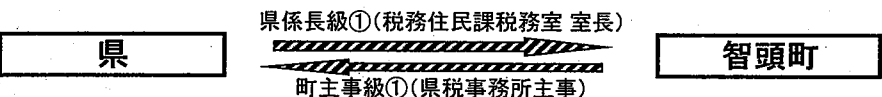
◆琴浦町(平成21年度～24年度)



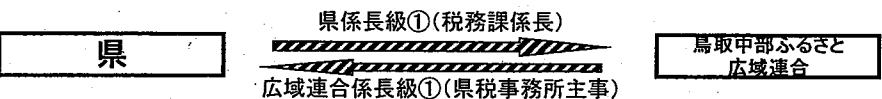
◆日野町(平成25年度～26年度)



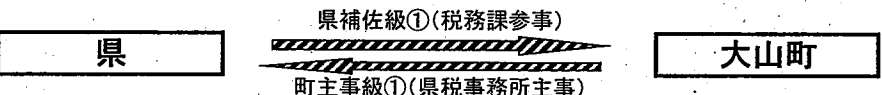
◆智頭町(平成25年度～平成30年度)



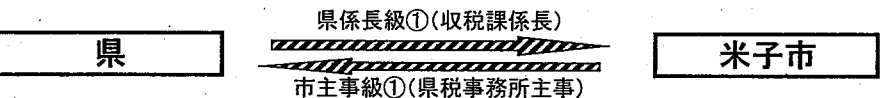
◆鳥取中部ふるさと広域連合(平成28年度～29年度)



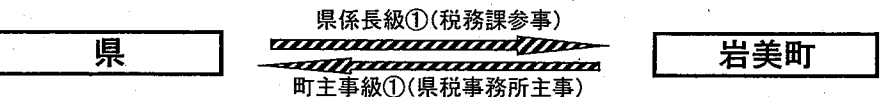
◆大山町(平成29年度～平成30年度)



◆米子市(令和元年度～2年度)



◆岩美町(令和元年度～2年度)



事業名	決算額	財源内訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
税外未収金回収関連強化事業	—	—	—	—
鳥取元気プロジェクト	—			
元気づくり総合戦略	—			

ア 目的及び事業の実施状況

(ア) 目的

債権管理を全庁的に推進し、負担の公平及び収入確保を図る。

(イ) 事業の実施状況

- ・全庁横断的な「税外未収金に係る庁内会議」を開催し、統一した方針のもとに、説明責任を意識した債権管理体制の確立に引き続き取り組んだ。
- ・各所属で所管する債権の回収について、対応方針等の助言を行った。
- ・OJTを兼ねて、各所属で所管する債権回収のための文書催告や法的措置の指導、口頭弁論への同行、臨戸・電話催告の支援を行った。
- ・鳥取県債権回収計画等に関する条例に基づいて、議会への報告を行った。
- ・費用対効果を踏まえた債権回収を図るため、債権回収会社への回収業務の委託を推進するとともに、債権額の規模が少ない債権については当課において併せて委託した。

【債権回収委託状況】(債権所管課:人権同和対策課、医療政策課、家庭支援課、住まいまちづくり課)

(単位:円)

債権名	委託先	委託債権	回収額
専修学校等奨学資金貸付金 等	ニッテレ債権回収(株)	20,583,510	3,795,370
県営住宅家賃 等	ライズ綜合法律事務所	15,208,889	1,192,103

イ 令和元年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

- ・庁内での先進的取組の紹介や債権管理・回収についての基礎知識を習得するための研修会を開催した。
- ・各所属の債権回収の支援とOJTを兼ね、臨戸同行や共同電話催告を実施した。
- ・回収が困難な債権について、引き続き債権分類を行い、効率的な債権回収を行った。
- ・効率的な債権回収及び多重債務者へ適切な対応を図るため、条例改正し滞納者情報を共有することとした。
- ・破産免責等による実質的に回収不能な案件について、議会に諮ったうえで権利放棄をし、未収債権額の圧縮を図った。
- ・所属の債権回収検討会等に参加し、債権回収の方法やマニュアル等の改正等の助言を行った。

ウ 成果及び効果

- ・複数の所属において、各債権回収マニュアルの見直し検討が進んだ。
- ・早期対応(未収発生直後の取り組み)により、現年度発生未収金が大きく減った。
164,562千円(平成30年度) → 99,838千円(令和元年度)【見込】64,724千円減
- ・回収不能債権について、債権放棄を行うことで未収債権額の圧縮を図った。(4所属、11件、金額 8,237千円)
- ・私債権について、簡易裁判所への支払督促を行った。(2所属、3件、申立額 405千円、回収額15千円)

【税外未収金の推移(単位:千円)】 ※病院局・企業局含む。

区分	未収金額	増減	備考
令和元年度末	(見込) 2,326,945	△ 56,795	
平成30年度末	2,383,740	△ 75,916	
平成29年度末	2,459,656	4,706	企業立地事業補助金返還による平成29年度に発生した未収債権額の増加

エ 課題

- ・依然として多額の未収金があり、費用対効果を踏まえつつ、説明責任を果しうる債権管理を進めていく必要がある。
- ・効果的な債権回収のため、回収が困難な債権について、実効性のある債権管理を進めていく必要がある。

6 決算資料

一般会計(歳入)

区分	科目	予算現額			計	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	備考
		当初予算額	補正予算額	繰越費及繰越事業費繰越財源充当額						
歳	県税	54,797,545,000	△ 324,679,000	0	54,472,866,000	54,962,289,581	41,141,328	466,619,379		
	地方消費税清算金	20,516,074,000	△ 524,054,000	0	19,992,020,000	19,980,994,700	0	0		
	地方譲与税	11,276,620,000	△ 617,007,000	0	10,659,613,000	10,672,575,618	0	0		
	使用料及び手数料	1,998,000	0	0	1,998,000	1,943,600	0	0		
	諸収入	150,799,000	80,569,000	0	231,368,000	247,742,175	4,107,900	36,438,405		
	繰越金	(0)	(0)	(8,622,720)	(8,622,720)	(8,622,720)	(0)	(0)		
	繰越金	0	0	862,270	862,270	862,270	0	0		
入	合計	86,743,036,000	△ 1,385,171,000	862,270	85,358,727,270	85,874,168,394	45,249,228	503,057,784		

一般会計(歳出)

区分	科目	予算現額			計	決算額	決算額の内訳		翌年繰越額	差引増減額	備考
		当初予算額	補正予算額	繰越費及繰越事業費繰越額			本庁	出納機関			
歳	一般管理費	0	0	95,800	95,800	95,800	95,800	0	0		
	税務総務費	678,255,000	△ 25,897,000	237,014	652,595,014	644,053,159	35,536,357	608,516,802	0	8,541,855	
	賦課徴収費	1,322,715,000	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
	地方消費税清算金	8,508,415,000	807,861,000	0	1,392,382,986	1,392,016,608	350,499,928	1,041,516,682	0	366,378	
	利子割交付金	180,827,000	△ 105,439,000	0	9,318,448,000	9,318,447,700	9,318,447,700	0	0	300	
	配当割交付金	304,926,000	△ 36,072,000	0	2,969,000	78,357,000	78,357,000	0	0	0	
	株式等譲渡所得割交付金	305,382,000	△ 72,734,000	0	277,364,000	277,364,000	277,364,000	0	0	0	
	地方消費税交付金	10,276,825,000	△ 259,182,000	0	218,816,000	194,165,000	194,165,000	0	0	24,651,000	
出	ゴルフ場利用税交付金	58,958,000	3,632,000	0	10,015,471,000	10,011,075,000	10,011,075,000	0	0	4,396,000	
	自動車取得税交付金	284,527,000	0	0	64,921,000	64,920,935	64,920,935	0	0	65	
	環境性能割交付金	113,343,000	△ 28,390,000	0	301,457,000	301,456,814	301,456,814	0	0	186	
	利子割精算金	94,000	△ 94,000	0	68,045,000	68,024,000	68,024,000	0	0	21,000	
	県税還付金	380,000,000	163,119,000	0	543,119,000	532,223,055	0	532,223,055	0	10,895,945	
	合計	22,414,267,000	516,709,000	0	22,931,071,800	22,882,199,071	20,699,942,532	2,182,256,539	0	48,872,729	

事業名	当初予算額 A	補正予算額 B	支出済額 C	翌年度繰越額 D	差引残額 E=A+B-C-D	執行率 F=C/A	事業の計画と実績・成果・不用額・執行率																																													
(一般管理費) 一般管理費	0	(95,800) 0	95,800	0	0	#DIV/0!	税務職員として配置された者に対する赴任旅費 (1名分) (所管替担当) 95,800円																																													
目 計	0	0	95,800	0	0																																															
(税務総務費) 職員人件費	663,814,000	(0) △35,266,000	620,202,492	0	8,345,508	93.4%	税務課職員及び県税事務所職員計89名並びに非常勤職員15名分の人件費																																													
税外未収金回収 関連強化事業	1,493,000	(2,197) 0	1,423,065	0	72,132	95.3%	主な事業に関する調べのとおり。 (流用) 税務管理費から 2,197円																																													
税務管理費	12,948,000	(234,817) 9,369,000	22,427,602	0	124,215	173.2%	適正な業務運営を図ることを目的として、次のことを実施した。 1) 鳥取県税関係例規等データベース更新業務委託契約の相手方：第一法規㈱ 2) 県税事務所長・課長会議 (5月、7月、10月、1月、3月) 3) 税務統計書の作成 ・印刷60部 ・ホームページ上で公開 4) 税務職員の研修 (流用) 県税課税調査・収納管理事業から 237,014円 税外未収金回収関連事業へ 2,197円																																													
目 計	678,255,000	△25,897,000	644,053,159	0	8,541,855																																															
(賦課徴収費) 県税課税調査・ 収納管理事業	1,077,074,000	(907,147) 0	1,077,691,324	0	289,823	100.1%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算・調定</th> <th>収入金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">県 税</td> <td>予算額</td> <td>54,472,866,000</td> </tr> <tr> <td>調定額</td> <td>54,962,289,581</td> </tr> <tr> <td>うち東部</td> <td>19,756,287,991</td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>4,945,644,531</td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>20,680,048,228</td> </tr> <tr> <td>収入額</td> <td>54,454,528,874</td> </tr> <tr> <td>うち東部</td> <td>19,531,812,738</td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>4,908,769,884</td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>20,433,637,421</td> </tr> <tr> <td>徴収率</td> <td>99.1%</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">その他 徴収金</td> <td>予算額</td> <td>62,391,000</td> </tr> <tr> <td>調定額</td> <td>92,015,513</td> </tr> <tr> <td>うち東部</td> <td>23,987,153</td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>12,449,536</td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>55,578,824</td> </tr> <tr> <td>収入額</td> <td>59,426,905</td> </tr> <tr> <td>うち東部</td> <td>18,256,933</td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>6,758,587</td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>34,411,385</td> </tr> <tr> <td>徴収率</td> <td>64.58%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※地方消費税及び持戻税については、税務課収入</p> <p>(流用) 税務管理費へ 237,014円 税務システム運用事業から 1,134,161円 県税納税奨励費から 10,000円</p>	区分	予算・調定	収入金額	県 税	予算額	54,472,866,000	調定額	54,962,289,581	うち東部	19,756,287,991	中部	4,945,644,531	西部	20,680,048,228	収入額	54,454,528,874	うち東部	19,531,812,738	中部	4,908,769,884	西部	20,433,637,421	徴収率	99.1%	その他 徴収金	予算額	62,391,000	調定額	92,015,513	うち東部	23,987,153	中部	12,449,536	西部	55,578,824	収入額	59,426,905	うち東部	18,256,933	中部	6,758,587	西部	34,411,385	徴収率	64.58%
区分	予算・調定	収入金額																																																		
県 税	予算額	54,472,866,000																																																		
	調定額	54,962,289,581																																																		
	うち東部	19,756,287,991																																																		
	中部	4,945,644,531																																																		
	西部	20,680,048,228																																																		
	収入額	54,454,528,874																																																		
	うち東部	19,531,812,738																																																		
	中部	4,908,769,884																																																		
	西部	20,433,637,421																																																		
	徴収率	99.1%																																																		
その他 徴収金	予算額	62,391,000																																																		
	調定額	92,015,513																																																		
	うち東部	23,987,153																																																		
	中部	12,449,536																																																		
	西部	55,578,824																																																		
	収入額	59,426,905																																																		
	うち東部	18,256,933																																																		
	中部	6,758,587																																																		
	西部	34,411,385																																																		
	徴収率	64.58%																																																		
税務システム運 用事業	243,450,000	(△1,134,505) 69,905,000	312,218,591	0	1,904	128.2%	税務事務総合電算処理システム等の税関係システムの運営及び保守を行った。 (流用) 県税課税調査・収納管理事業へ 1,134,161円 県税納税奨励費へ 344円																																													

事業名	当初予算額 A	補正予算額 B	支出済額 C	翌年度繰越額 D	差引残額 E=A+B-C-D	執行率 F=C/A	事業の計画と実績・成果・不用額・執行率
県税納税奨励費	2,191,000	(△9,656) 0	2,106,693	0	74,651	96.2%	次の事項を中心として、納期内納付率の向上を図った。 〈広報活動〉 県税に関する基礎知識の普及並びに納期内納税及び口座振替納税制度活用の奨励等を行い、納税思想の高揚を図った。 ①印刷物の作成・配布 ・県税のしおり(パンフレット) 1,630部 ・これってどんな税?!(リーフレット) 税目別に400部ずつ ②自動車税納期内納税キャンペーンの実施 ・納期内納付奨励ポスターの配布 620枚 公共機関、金融機関、自動車学校、自動車ディーラー、コンビニエンスストア等に掲示を依頼 (流用) 県税課税調査・収納管理事業へ 10,000円 税務システム運用事業から 344円
目 計	1,322,715,000	69,905,000	1,392,016,608	0	366,378		
(地方消費税清算金) 地方消費税清算金	8,508,415,000	(2,172,000) 807,861,000	9,318,447,700	0	300	109.5%	地方消費税について消費地と課税地を一致させる調整を行うため、消費等に関連した基準によって都道府県間において清算を行い、その清算金を他の都道府県に支払った。 (根拠法令) 地方税法第72条の114 (不用額が生じた理由) 地方消費税収が見込みより少なかったため。 (流用) 地方消費税交付金から 2,172,000円
目 計	8,508,415,000	807,861,000	9,318,447,700	0	300		
(利子割交付金) 利子割交付金	180,827,000	(2,969,000) -105,439,000	78,357,000	0	0	43.3%	県民税利子割額から1%の事務費を控除した額の5分の3に相当する額を市町村に交付した。 (根拠法令) 地方税法第71条の26 (不要額が生じた理由) 高利回りの預金の満期支払いが終了したことにより、利子割交付金の税収が減少したことによる。 (流用) 株式等譲渡所得割交付金から、2,969,000円
目 計	180,827,000	-105,439,000	78,357,000	0	0		
(配当割交付金) 配当割交付金	304,926,000	(8,510,000) △36,072,000	277,364,000	0	0	91.0%	県民税配当割額から1%の事務費を控除した額の5分の3に相当する額を市町村に交付した。 (根拠法令) 地方税法第71条の47 (流用) 株式等譲渡所得割交付金から 8,510,000円
目 計	304,926,000	△36,072,000	277,364,000	0	0		
(株式等譲渡所得割交付金) 株式等譲渡所得割交付金	305,382,000	(△13,832,000) △72,734,000	194,165,000	0	24,651,000	63.6%	県民税株式等譲渡所得割額から1%の事務費を控除した額の5分の3に相当する額を市町村に交付した。 (根拠法令) 地方税法第71条の67 (不用額) 当初想定より株価が低迷し、県民税株式等譲渡取得割の税収が減少したことによる。 (流用) 利子割交付金へ 2,969,000円 配当割交付金へ 8,510,000円 ゴルフ場利用税交付金へ 2,331,000円 自動車取得税交付金へ 22,000円
目 計	305,382,000	△72,734,000	194,165,000	0	24,651,000		
(地方消費税交付金) 地方消費税交付金	10,276,825,000	(△2,172,000) △259,182,000	10,011,075,000	0	4,396,000	97.4%	地方消費税額から国に支払った徴収取扱費を差し引き、さらに都道府県間で清算をした後の額の2分の1に相当する額を市町村に交付した。 (根拠法令) 地方税法第72条の115 (流用) 地方消費税清算金へ 2,172,000円
目 計	10,276,825,000	△259,182,000	10,011,075,000	0	4,396,000		

事業名	当初予算額 A	補正予算額 B	支出済額 C	翌年度繰越額 D	差引残額 E=A+B-C-D	執行率 F=C/A	事業の計画と実績・成果・不用額・執行率																								
(ゴルフ場利用 税交付金) ゴルフ場利用税 交付金	58,958,000	(2,331,000) 3,632,000	64,920,935	0	65	110.1%	ゴルフ場利用税の10分の7に相当する額を、ゴルフ場 が所在する市町に交付した。 (根拠法令) 地方税法第103条 (単位:円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>交付先市町</th> <th>交付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>鳥取市</td><td>16,917,561</td></tr> <tr><td>米子市</td><td>6,266,960</td></tr> <tr><td>倉吉市</td><td>0</td></tr> <tr><td>岩美町</td><td>137,414</td></tr> <tr><td>八頭町</td><td>1,918,525</td></tr> <tr><td>三朝町</td><td>0</td></tr> <tr><td>琴浦町</td><td>1,885,590</td></tr> <tr><td>南部町</td><td>5,346,093</td></tr> <tr><td>伯耆町</td><td>25,907,070</td></tr> <tr><td>大山町</td><td>6,541,772</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>64,920,985</td></tr> </tbody> </table> (流用) 株式等譲渡取得割交付金から、2,331,000円	交付先市町	交付金額	鳥取市	16,917,561	米子市	6,266,960	倉吉市	0	岩美町	137,414	八頭町	1,918,525	三朝町	0	琴浦町	1,885,590	南部町	5,346,093	伯耆町	25,907,070	大山町	6,541,772	合 計	64,920,985
交付先市町	交付金額																														
鳥取市	16,917,561																														
米子市	6,266,960																														
倉吉市	0																														
岩美町	137,414																														
八頭町	1,918,525																														
三朝町	0																														
琴浦町	1,885,590																														
南部町	5,346,093																														
伯耆町	25,907,070																														
大山町	6,541,772																														
合 計	64,920,985																														
目 計	58,958,000	3,632,000	64,920,935	0	65																										
(自動車取得税 交付金) 自動車取得税交 付金	284,527,000	(16,930,000) 0	301,456,814	0	186	106.0%	自動車取得税額から5%の事務費を控除した額の10分 の7に相当する額を市町村に交付した。 (根拠法令) 地方税法第143条 (流用) 環境性能割交付金から 16,908,000円 株式譲渡所得割交付金から 22,000円																								
目 計	284,527,000	0	301,456,814	0	186																										
(環境性能割交 付金) 環境性能割交付 金	113,343,000	(△16,908,000) △28,390,000	68,024,000	0	21,000	60.0%	自動車取得税額から5%の事務費を控除した額の10分 の7に相当する額を市町村に交付した。 (根拠法令) 地方税法第143条 (流用) 自動車取得税交付金へ 16,908,000円																								
目 計	113,343,000	△28,390,000	68,024,000	0	21,000																										
(利子割精算金) 利子割清算金	94,000	(△94,000) 0	0	0	0	0%	他の都道府県に本社等を有する法人の法人県民税法人税 割に係る利子割額の控除・還付額のうち、本県において 納められた利子割額を本社等所在の都道府県との間で精 算するもの。(今年度実績なし) (根拠法令) 地方税法第65条の2																								
目 計	94,000	0	0	0	0																										
(県税還付金) 県税還付金	380,000,000	(0) 163,119,000	532,223,055	0	10,895,945	140.1%	県税の歳出還付金及び還付加算金を支払った。 (根拠法令) 地方税法第17条・第17条の4 (不用額) 法人事業税において、見込みより歳出還付額が減少した ことによる。																								
目 計	380,000,000	163,119,000	532,223,055	0	10,895,945																										
合 計	22,414,267,000	516,803,000	22,882,199,071	0	48,872,729																										

8 予備費の充用調べ	該当なし
9 繰越関係調べ	
(1) 継続費逐次繰越調べ	該当なし
(2) 繰越明許費調べ	該当なし
(3) 事故繰越調べ	該当なし
10 収入証紙取扱額調べ	
有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無	
11 現金の取扱状況	該当なし
12 財産に関する調べ	
(1) 公有財産	
ア 土地	該当なし
イ 建物	該当なし
ウ 山林	該当なし
エ 不動産売却等	該当なし
オ 財産の交換	該当なし
カ 動産(船舶、浮標、浮棧橋、浮ドック、航空機)	該当なし
キ 物権	該当なし
ク 無体財産権(特許権、著作権、商標権、実用新案件等)	該当なし
ケ 有価証券	該当なし
コ 出資による権利	該当なし
(2) 金券類の保有状況	
ア 金券の保有状況	
<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	
イ タクシーチケットの受払状況	該当なし
(3) 基金	該当なし
(4) 債権	該当なし

- 13 財産の貸付け及び使用許可調べ
 (1) 土地及び建物 該当なし
- (2) 物品(1品の取得価格が100万円以上のもの) 該当なし
- 14 借受不動産明細調べ 該当なし
- 15 職員駐車場の管理状況調べ
 (1) 職員住宅 該当なし
- (2) 職員駐車場 該当なし
- 16 寄附物件の受納状況調べ 該当なし
- 17 備品の処分状況調べ 該当なし
- 18 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ
 (1) 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ 該当なし

(2) 物品の照合

照合年月日	現物確認できなかった物品
令和元年12月2日	・ 有 ○ 無

- 19 貸付金等状況調べ
 (1) 総括表 該当なし
- (2) 償還状況 該当なし

20 県税・税外収入未済額調べ

(1) 県税未収金(個人県民税を除く)

区分 科目	過年度分					現年度分				収入未済額 計 (A+B)	未収理由
	前年度 以前から の繰越額	左のうち 収入済額	不納 欠損額	収入未済額 (A)	収入未済額の調定年度内訳			収入済額 (不納欠損額)	収入 未済額 (B)		
					28年度以前	29年度	30年度				
法人 県民税	(1,950,033) 1,950,033	(414,513) 414,513	(92,697) 92,697	(1,442,823) 1,442,823	310,223	1,003,900	128,700	(1,982,845,392) 1,982,845,392	(765,608) 765,608	(2,208,431) 2,208,431	
法人 事業税	(14,890,326) 14,890,326	(6,362,775) 6,362,775	(0) 0	(8,527,551) 8,527,551	3,325,228	4,550,000	652,323	(11,393,291,767) 11,393,291,767	(3,940,833) 3,940,833	(12,468,384) 12,468,384	
個人 事業税	(17,547,999) 17,547,999	(8,746,800) 8,746,800	(5,696,725) 5,696,725	(3,104,474) 3,104,474	1,126,174	415,000	1,563,300	(506,924,400) 506,924,400	(1,856,079) 1,856,079	(4,960,553) 4,960,553	
不動産 取得税	(47,832,823) 50,542,493	(1,714,849) 1,714,849	(2,267,138) 2,267,138	(43,850,836) 46,560,506	46,323,506	85,800	151,200	(854,181,997) 854,181,997	(6,596,303) 8,693,903	(50,447,139) 55,254,409	
ゴルフ場 利用税	(1,537,194) 1,537,194	(44,993) 44,993	(54,807) 54,807	(1,437,394) 1,437,394	0	0	1,437,394	(93,474,500) 93,474,500	(0) 0	(1,437,394) 1,437,394	
特別地方 消費税	(0)	(0)	(0)	(0)	0	0	0	(0)	(0)	(0)	
自動車税 (種別割含む)	(16,919,712) 16,919,712	(4,749,918) 4,749,918	(2,477,396) 2,477,396	(9,692,398) 9,692,398	5,387,806	2,142,619	2,161,973	(6,999,236,074) 6,999,236,074	(5,735,183) 5,735,183	(15,427,581) 15,427,581	
軽油 引取税	(21,543,052) 21,543,052	(21,543,052) 21,543,052	(0) 0	(0) 0	0	0	0	(4,928,694,469) 4,928,694,469	(0) 31,374,474	(0) 31,374,474	
合計	(122,221,139) 124,930,809	(43,576,900) 43,576,900	(10,588,763) 10,588,763	(68,055,476) 70,765,146	56,472,937	8,197,319	6,094,890	(26,756,792,520) 26,756,792,520	(18,894,006) 52,366,080	(86,949,482) 123,131,226	

注 各欄上段()は、徴収猶予分を除いた金額。

(2) 税外未収金

(単位:円)

区分	収入科目		過年度						現年度分			収入未 済額 計 (A+B)	未収理由	
	目	節	前年度 以前から の繰越額	左のうち 収入済額	不 納 欠 損 額	差引収入 未済額(A)	収入未済額の調定年度内訳			調定額	収入 未済額 (B)			
		細節					28年度 以前	29年度	30年度					
延滞金		延滞金	38,762,672	23,185,234	5,000	15,572,438	14,940,415	438,723	193,300	15,390,765	8,784,441 (60,700)	6,545,624	22,118,062	
		本庁執行分計(目)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		出納機関執行分計(目)	38,762,672	23,185,234	5,000	15,572,438	14,940,415	438,723	193,300	15,390,765	8,784,441 (60,700)	6,545,624	22,118,062	
		加算金	0	0	0	0	0	0	0	908,800	908,800	0	0	
		過少申告 加算金									(0)			
		加算金	349,600	233,600	0	116,000	77,100	4,800	34,100	2,390,200	983,600 (1,339,200)	67,400	183,400	
		重加算金	8,620,446	1,574,000	592,400	6,454,046	3,300,346	470,000	2,683,700	25,554,100	23,718,300 (0)	1,835,800	8,289,846	
		計(節)	8,970,046	1,807,600	592,400	6,570,046	3,377,446	474,800	2,717,800	28,853,100	25,610,700 (1,339,200)	1,903,200	8,473,246	
		本庁執行分計(目)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		出納機関執行分計(目)	8,970,046	1,807,600	592,400	6,570,046	3,377,446	474,800	2,717,800	28,853,100	25,610,700 (1,339,200)	1,903,200	8,473,246	
		地方法人特別税	6,803,569	2,603,439	0	4,200,130	1,928,572	1,989,600	281,958	5,055,416,600	5,051,659,033 (2,110,600)	1,646,967	5,847,097	
		合計	54,536,287	27,596,273	597,400	26,342,614	20,246,433	2,903,123	3,193,058	5,099,660,465	5,086,054,174 (3,510,500)	10,095,791	36,438,405	

21 未収金回収促進のための取組状況調べ

取組み対象の未収金			取組み状況	取組み効果
目	節	細節		
県税			①納税資力の早期把握と初期の納税交渉を効率的な方法で行うことによって事務の進捗を図り、大口・緊急等の徴収困難事案に対する滞納整理により多くの時間・人材を集中・投入できるよう努めた。 ②定期的な1件ヒアリングの実施により個別具体的に処理方針を決定し、滞納額の圧縮を図った。 ③ボーナス支給月等の資金の流動時期を強化月間として設定し、重点的に滞納整理に取り組んだ。 ④インターネット公売システムを平成18年度から導入し、公売を実施している。	①徴収率(令和2年5月31日現在) 現年分:99.7% 滞繰分:33.9% 合計:99.1% ※平成30年度徴収率 現年分:99.7% 滞繰分:34.6% 合計:99.0% ④公売実績(令和元年度) 出品件数(動産等) 11件 (不動産) 0件 売却件数(動産等) 11件 (不動産) 0件 売却額(合計) 380,260円
税外未収金			①本税納付時に延滞金も同時に完納させることを強力的に指導した。また、やむをえず分割納付を認める場合においても、延滞金を含んだ納付計画を立てさせ、納付誓約書を徴取した。 ②延滞金確定と同時に納付書を送付するとともに、納付のない場合は催告状を送付し、納付を強く促した。	①本税と同時納付を強力的に指導することで、税外未収金の発生防止に効果があった。 ②催告状等の送付による納税勧奨で納税意識が向上した。

22 税外収入不納欠損額調べ

(単位:円)

収入科目			不納欠損額	不納欠損の理由
目	節	細節		
延滞金	延滞金		65,700	・即時消滅、時効完成(中部・西部)
本庁執行分計(目)			0	—
出納機関執行分計(目)			65,700	—
目計			65,700	
加算金	加算金	過少申告加算金	0	—
		不申告加算金	1,339,200	・即時消滅(東部・西部)
		重加算金	592,400	・即時消滅(東部)
	計(節)		1,931,600	—
本庁執行分計(目)			0	—
出納機関執行分計(目)			1,931,600	—
目計			1,931,600	
雑入	地方法人特別税		2,110,600	・即時消滅(東部・西部)
本庁執行分計(目)			0	—
出納機関執行分計(目)			2,110,600	—
目計			2,110,600	
合計			4,107,900	

○ 意見、要望等

(1)業務に関する要望等 該当なし

(2)監査委員事務局に対する意見・要望等 該当なし